

船舶事故調査報告書

令和3年2月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	令和元年10月6日 21時30分ごろ
発生場所	宮城県金華山東方沖 金華山灯台から真方位092° 957海里（M）付近 （概位 北緯35° 57.0′ 東経161° 21.0′）
事故の概要	漁船第八照丸は、揚縄作業中、甲板員1人が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	令和元年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八照丸、19トン KO2-6955（漁船登録番号）、有限会社照丸水産 18.93m（Lr）×4.58m×2.09m、FRP ディーゼル機関、736.00kW、平成21年2月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年11月30日 免許証交付日 平成30年5月14日 （令和5年7月3日まで有効） 漁労長 男性 43歳 六級海技士（機関） 免許年月日 平成17年7月15日 免状交付年月日 平成27年3月10日 免状有効期間満了日 令和2年7月14日 甲板員A（インドネシア共和国国籍） 男性 37歳 甲板員B（インドネシア共和国国籍） 男性 36歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約23℃
事故の経過	本船は、船長及び漁労長ほか7人（インドネシア共和国国籍7人）が

乗り組み、まぐろはえ縄漁を行う目的で、令和元年9月25日07時00分ごろ千葉県銚子港を出港した。

本船は、9月30日03時00分ごろ金華山東方沖の漁場に至り、漁労長が、操舵室で右舷船首部にあるラインホーラ（幹縄巻揚げ機）で幹縄を巻く操作を行い、操業及び操船指揮に当たり、船長が上甲板で他の乗組員全員を指揮して操業を開始した。（図1参照）



図1 本船

本船は、10月6日11時00分ごろ船長の指示により、6回目の揚縄を始め、甲板員7人のうち2人（以下「甲板員A」及び「甲板員B」という。）に前部甲板右舷側舷門（以下「本件舷門」という。）付近において、枝縄をブランエース（枝縄巻揚げ機）で巻き取った後、‘幹縄から取り外して、枝縄を手繰り寄せる作業’（以下「本件作業」という。）にそれぞれ当たらせていた。（図2、図3参照）

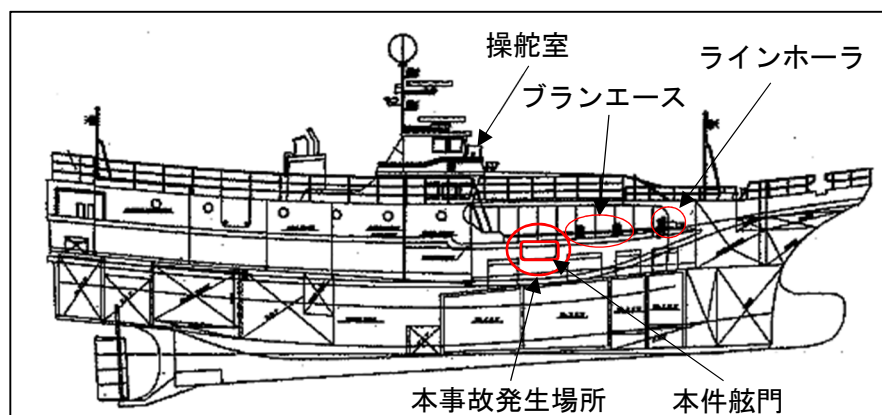


図2 一般配置図抜粋

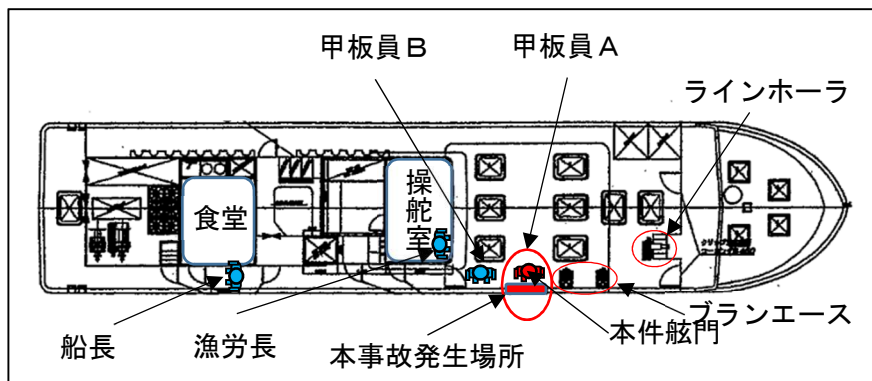


図3 事故直前の乗組員配置図

本船は、漁労長が、21時15分ごろ枝縄にまぐろが掛かっている兆候を認め、主機を中立運転とし、幹縄を巻いていたラインホーラを停止した。

甲板員Aは、右舷側を向き、本件舷門付近において、まぐろが掛かっている枝縄をブランエースで巻き取った後、本件作業を行った。

本船は、本件作業中、船長は、船尾側の様子を見に本船内の右舷側通路を通って船尾に向かい、漁労長が操舵室においてまぐろが揚がってくる本件舷門付近海面を見ていた際、甲板員Bは、甲板員Aの船尾側に並んでまぐろが揚がってくる本件舷門付近海面を見ていたところ、21時30分ごろ甲板員Aが頭から海に飛び込むような体勢で本件舷門付近の海中に落水するところをそれぞれが目撃した。(図4参照)



	<p style="text-align: center;">図4 本件作業の状況（再現）</p> <p>漁労長は、すぐさま救命浮環のほか漁具の浮玉を投下し、船長に報告するとともに、本船周辺を捜索したが見つけることができず、その後、まぐろはえ縄本体を本船から切り放し、位置保全のためラジオブイを投下して、範囲を広げ本格的な捜索を開始した。</p> <p>船長は、付近を操業中の僚船と所属の漁業協同組合に連絡を行い、漁業協同組合を通じて海上保安庁に救助を要請し、来援した僚船、海上保安庁の巡視船及び航空機と共に10月9日の16時00分まで海上の捜索を行った。</p> <p>甲板員Aは、その後も捜索が続けられたが発見されず、行方不明となった。</p> <p>本船は、その後、残していたまぐろはえ縄を回収し塩釜港に向け帰途につき10月16日18時30分入港した。</p> <p style="text-align: center;">（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船が行う、まぐろはえ縄漁は、長さ約12kmの幹繩と呼ばれるナイロンテグスに48m間隔で取り付けられた浮玉との間に枝繩と呼ばれる長さ27mのナイロンテグス16本をそれぞれ連結し、枝繩の先に釣針と餌を付けてまぐろを獲る漁法であった。（図5参照）</p> <div data-bbox="564 1111 1402 1559" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the squid fishing gear. A horizontal line represents the main rope (幹繩) with yellow circles representing floats (浮玉) spaced 48m apart. From the main rope, multiple vertical lines represent branch ropes (枝繩), each 27m long, ending in hooks. A fishing boat is shown on the surface to the right.</p> </div> <p style="text-align: center;">図5 まぐろはえ縄漁概略図</p> <p>本船は、本事故当時、船首甲板が作業灯で照射されて作業を行うのに十分な照度が確保されていた。</p> <p>船長及び漁労長は、本事故当時、人が体勢を崩すような船体傾斜、動揺等はなかったため、甲板員Aが、本件作業中に引き揚げていたまぐろが急速に潜った際、両手で持っていた枝繩が手に巻き付いて海中に引き込まれたと思った。</p> <p>甲板員Aは、約6年間の乗船経験があり、本船には、平成30年12月21日から乗船しており、本事故当時、本船での6回目の操業中</p>

	<p>であった。</p> <p>甲板員Aは、ジャージの上下にカップの下を着用し、軍手をして長靴を履いていた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、持病はなく、健康状態に問題はないように見えた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、金華山東方沖でまぐろはえ縄漁の揚縄作業中、甲板員Aが右舷船首甲板から落水したものと推定される。</p> <p>甲板員Aは、本件作業で引き揚げていたまぐろが急速に潜った際、枝縄が手に巻き付いて海中に引き込まれ、落水した可能性があるものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかったことから、浮力を十分に得られずに行方不明となった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、金華山東方沖でまぐろはえ縄漁の揚縄作業中、甲板員Aが本件作業で引き揚げていたまぐろが急速に潜った際、枝縄が手に巻き付いて海中に引き込まれ、右舷船首甲板から落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は救命胴衣を着用させること。 ・ 操業中は、枝縄が巻き付くおそれがあることから、十分に注意しながら作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

